

**高松市下水道事業における  
ウォーターPPP導入の検討について**

---

**令和8年3月23日**

**高松市 都市整備局 下水道部**

# ご説明の流れ

1 官民連携事業の導入の必要性

2 対象事業（案）

3 令和6年度マーケットサウンディングの結果

4 対象施設および対象業務（案）

5 参加資格要件等

6 リスク分担の考え方（案）

7 今後のスケジュール（案）

R7.1.8  
説明  
資料

今回  
新たに  
示す  
方針

1

官民連携事業の導入の必要性

# 1 官民連携事業の導入の必要性

▶ 高松市の下水道事業は、モノ、カネ、ヒトの課題を抱えている。

## モノ 老朽化施設の急増

今後、布設後50年経過した老朽化した下水道管路施設が急増する

## カネ 使用料収入の減少、更新事業費の増大

節水型社会の定着や将来的な人口減少により使用料収入は減少の見込

ストックマネジメント計画により事業量を抑制しても、既に多くの施設が標準耐用年数超過率を経過しており、管路施設、浄化センター、ポンプ場の改築更新費用は増大の見込

## ヒト 下水道従事職員の減少

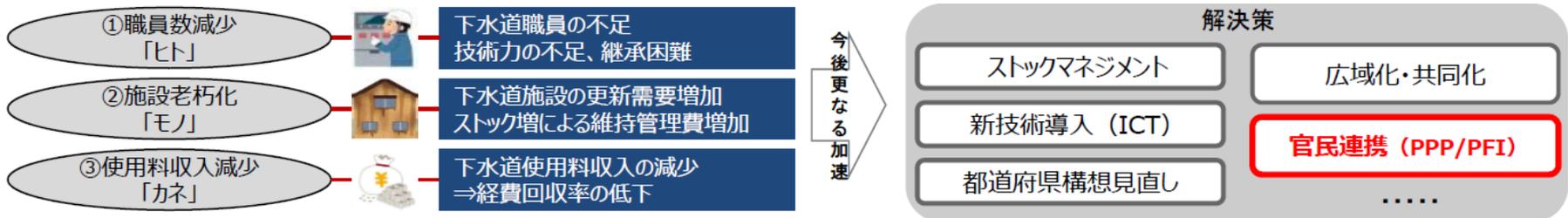
維持管理の事業量の増加が想定される中、職員数は横ばいではあるものの50代職員が最多であり特に20代職員が少ないことから、今後経験豊富な職員が減少することが想定される。

# 1 官民連携事業の導入の必要性

(R7.1.8公開資料)

国は下水道事業が抱える課題を解決するための手法の一つとして...

民間の創意工夫を活かし、事業の効率化を向上させることができる  
**官民連携事業（PPP/PFI）の推進**を掲げている。



引用元(下水道部分野におけるウォーターPPPガイドライン1.2版)

## 下水道施設における官民連携事業数 (R5.4時点、国交省調べ)

(\* R3 総務省「地方公営企業決算状況調査」による。R4.3.31時点)  
 \*\* 管路施設としては単一業務のみだが、処理場包括的民間委託等と包括された3契約(3団体)を含む  
 ※ 1団体で複数の施設を対象としたPPP/PFI事業を行う場合があるため、必ずしも団体数の合計は一致しない

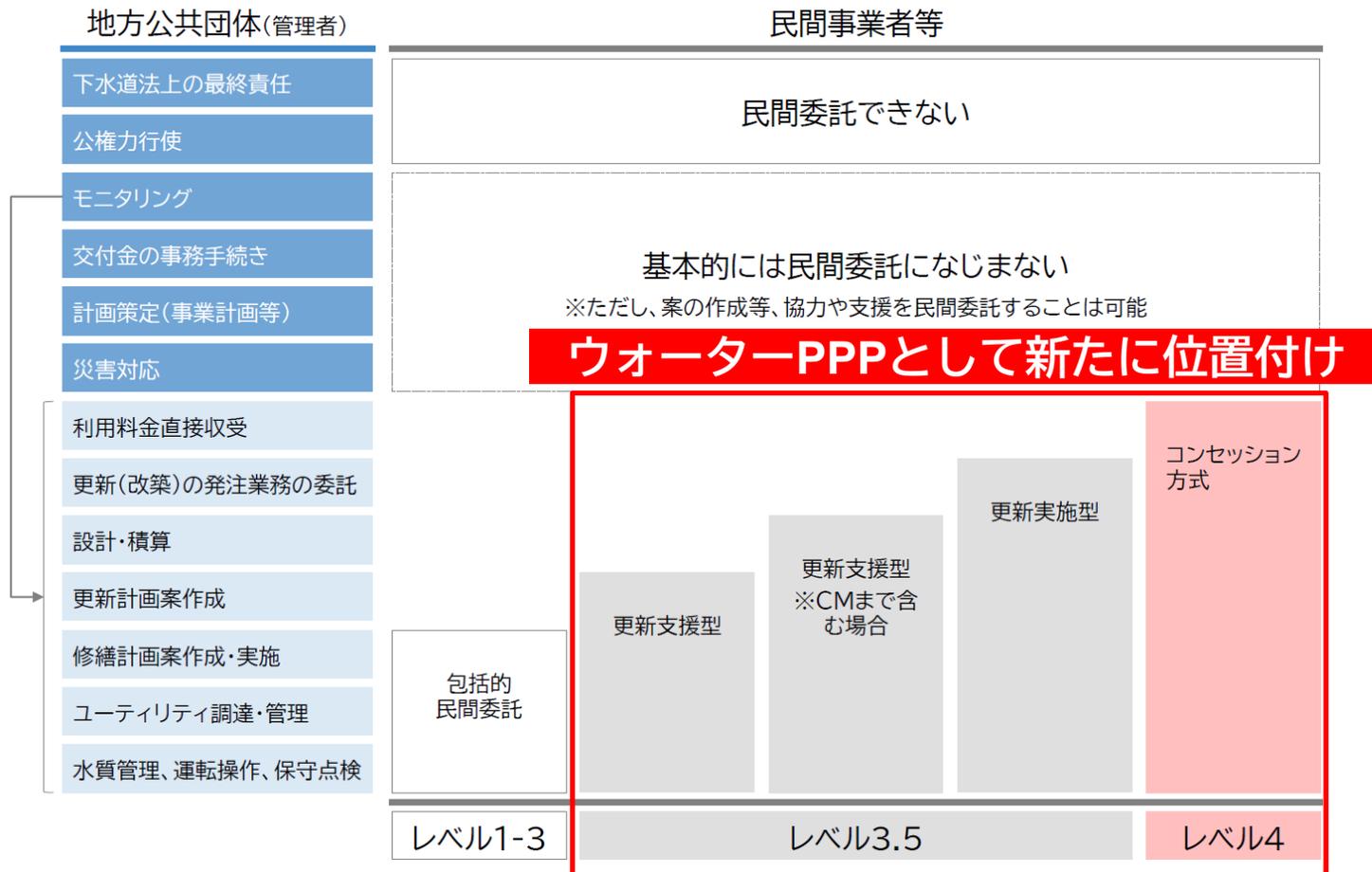
下水道施設	下水処理場 (全国2,193箇所*)	ポンプ場 (全国5,729箇所*)	管路施設 (全国約49万km*)	全体 (全国1,479団体)
	包括的民間委託	579箇所 (287団体)	1162箇所(193団体)	60契約 (46団体)**
指定管理者制度	62箇所 (21団体)	97箇所 (12団体)	33契約 (12団体)	(21団体)
DBO方式	36箇所 (28団体)	2箇所 (2団体)	0契約 (0団体)	(29団体)
PFI(従来型)	10箇所 (8団体)	0箇所 (0団体)	1契約 (1団体)	(9団体)
PFI(コンセッション方式)	7箇所 (4団体)	10箇所 (2団体)	2契約 (2団体)	(4団体)

# 1 官民連携事業の導入の必要性

(R7.1.8公開資料)

国は令和5年度の「PPP/PFI推進アクションプラン」において、

上下水道事業の官民連携のレベルアップとして新たに「ウォーターPPP」を位置付けた



# 1 官民連携事業の導入の必要性

(R7.1.8公開資料)

ウォーターPPPは、従来の「コンセッション方式（レベル4）」と、新たに位置付けた「**管理・更新一体型マネジメント方式（レベル3.5）**」の総称で、レベル3.5については**4つの要件**を満たす必要があることが示された

## ウォーターPPPの概要 [管理・更新一体マネジメント方式の要件]

内閣府ホームページ

- ①長期契約(原則10年) ②性能発注 ③維持管理と更新の一体マネジメント ④プロフィットシェア

4要件

### 概要とポイント・留意点

○ レベル3.5の実務上の定義は、上記の要件①から要件④までをすべて充足する民間委託

#### I レベル4と3.5の比較

- 長期契約、性能発注、維持管理と更新の一体マネジメントが重視される点は共通・類似
- 公共施設等運営権設定と利用料金直接収受の有無が異なり、また、事業期間の自由度はレベル4の方が高い

#### レベル3.5の4要件の趣旨

ウォーターPPP		複数年度・複数業務による民間委託 [レベル1~3]
<b>公共施設等運営事業(コンセッション) [レベル4]</b> 長期契約(10~20年) 性能発注 維持管理 修繕 更新工事 運営権(抵当権設定) 利用料金直接収受 上・工・下一体:1件(宮城県R4) 下水道:3件(浜松市H30、須崎市R2、三浦市R5) 工業用水道:2件(熊本県R3、大阪市R4)	<b>管理・更新一体マネジメント方式 [レベル3.5] 新設</b> 長期契約(原則10年)*1 性能発注*2 維持管理 修繕 【更新実施型の場合】更新工事 【更新支援型の場合】更新計画案やコンストラクションマネジメント(CM) <small>*1管理・更新一体マネジメント方式(原則10年)の後、公共施設等運営事業に移行することとする。 *2民間事業者の対象業務の執行方法は、民間事業者が自ら決定し、業務執行に対する責任を負うという本来の「性能発注」を徹底。 管路については、移行措置として、仕様発注から開始し、詳細調査や更新等を実施した箇所から段階的に性能発注に移行していくことも可能。</small>	短期契約(3~5年程度) 仕様発注・性能発注 維持管理 修繕
<b>I レベル3.5と1-3の比較</b> ○ 事業期間の長短、性能発注の程度が異なる ○ また、修繕や更新(改築)に関する業務範囲が設定されるか否かの点で大きく異なる		<b>II レベル3.5の4要件の趣旨</b> ②性能発注、③維持管理と更新の一体マネジメントにより、民間事業者の創意工夫やノウハウ等を最大限活用しつつ、投資効果の発現等に必要事業期間を①長期契約(原則10年)で確保し、一方で、中長期の事業期間中もライフサイクルコスト削減の提案を促進して新技術等の効果・メリットを官民で享受しうる④プロフィットシェアを要件とすることで、下水道事業・経営の持続性向上に一層寄与することを目指す
		下水道:302施設 工業用水道:19件

# 1 官民連携事業の導入の必要性

(R7.1.8公開資料)

「管理・更新一体型マネジメント方式（レベル3.5）」の検討を進める際には、  
管路施設・ポンプ場・下水処理場等のすべての施設を対象とする必要がある

※ 対象施設を限定する場合は客観的な情報に基づいた整理が必要

## レベル3.5導入検討の考え方

○ 対象施設・業務範囲の設定について、まずは少なくとも一つの処理区を選択し、このすべての施設等を念頭に置いて、導入の検討を開始 ※処理区を選択は管理者の任意

- ※ 「すべての施設等」とは、少なくとも一つの処理区のすべての施設と、これに維持管理と更新(改築)の一体的なマネジメントの観点から関係するすべての業務
- ※ 「導入を決定済み」(前頁参照)となる入札・公募開始(募集要項等公表)時点で、これと異なる対象施設・業務範囲の設定になる場合、管理者は客観的な情報に基づいて説明できる必要
- ※ 「客観的な情報」として、例えば、導入可能性調査(FS)やマーケットサウンディング(MS)の選択肢に挙げて比較した結果や経過等

○ 維持管理と更新(改築)の一体的なマネジメントの観点から、同一の対象施設について、維持管理と、事業期間中の維持管理をふまえた更新(改築)に関する業務範囲(更新計画案作成)が設定される必要

○ 事業期間＝原則10年

(参考)「レベル」について

- 「ウォーターPPPの概要」(内閣府資料)では、コンセッション方式がレベル4
- 管理・更新一体マネジメント方式(レベル3.5)は、更新(改築)に関する業務範囲が設定され、資本的支出を含むため、レベル3よりレベルが上、一方、コンセッション方式(レベル4)に準ずる効果が期待できる点等から、レベル4よりレベルが下、よって、レベル3.5と位置づけられたものと考えられる

### ■ 包括的民間委託レベル (性能発注)

項目	業務範囲
レベル1	水質管理、施設の運転操作及び保守点検の性能発注
レベル2	レベル1に加え、ユーティリティの調達及び管理を含めた性能発注
レベル2.5	レベル2に加え、一件当たりの金額が一定額以下の修繕等を含めた性能発注
レベル3	レベル2に加え、資本的支出に該当しない下水道施設の修繕計画の策定・実施までを含めた性能発注

(出典) 処理場等包括的民間委託導入ガイドライン 令和2年6月  
公益社団法人日本下水道協会

# 1 官民連携事業の導入の必要性

(R7.1.8公開資料)

国は令和9年度以降の污水管の改築に係る国費支援に関して、  
ウォーターPPP導入が決定済みであることを要件化

▶ ウォーターPPPを導入していなければ国費支援が得られず**市の負担が増加**するため、  
**早期の官民連携事業の導入が必要**

PPP/PFI推進アクションプラン(令和5年改定版)

民間資金等活用事業推進会議(PFI推進会議)決定(R5.6.2)

○ 污水管の改築に係る国費支援に関して、緊急輸送道路等の下に埋設されている污水管の耐震化を除き、  
ウォーターPPP導入を決定済みであることを令和9年度以降に要件化

※ 国による支援に際し、管路を含めることを前提としつつ、民間企業の参画意向等を踏まえ、対象施設を決定する

## 概要とポイント・留意点

### 交付金等要件化の概要

- 令和9年度以降に污水管改築の交付金等を受けるには、「ウォーターPPP導入を決定済み」が必要
- 「ウォーターPPP導入を決定済み」とは、レベル3.5の場合、入札・公募が開始されたこと
- 緊急輸送道路と重要物流道路の下に埋設されている污水管の耐震化は、交付金等要件化の対象外

### 上記の補足等

- 本GLでは、「ウォーターPPP導入を決定済み」=交付金等要件化の要件(充足)と表現し、レベル3.5の4要件とは区別して解説
- レベル3.5の場合、導入済みまでは不要だが、実施方針の公表等では足りず、入札・公募の開始(募集要項等の公表)時点で交付金等要件化の要件充足 ※この趣旨から、例えば、入札・公募以外の民間事業者の選定等の場合、契約締結時点で交付金等要件化の要件充足
- コンセッション方式の場合、議会議決が必要なことから、実施方針の公表時点で交付金等要件化の要件充足

○ 「令和9年度以降に要件化」について、交付金等要件化の要件充足と、具体的な国費支援の関係は以下のとおり

- ※ 例えば、令和9年度当初予算の交付金等を受けるには、令和8年度(R9.3.31)までに要件充足が必要
- ※ 例えば、(令和9年度の交付金等は不要で、)令和10年度当初予算から交付金等を受けるには、令和9年度までに要件充足が必要
- ※ 例えば、(令和10年度までの交付金等は不要で、)令和11年度当初予算から交付金等を受けるには、令和10年度までに要件充足が必要

- 交付金等要件化の対象外=要件充足なくして令和9年度以降の污水管改築の交付金等を受けられる

# 1 官民連携事業の導入の必要性

(R7.1.8公開資料)

国費支援は「社会資本整備総合交付金」、「防災・安全交付金」、個別補助金等が該当し、污水管、合流管の管路施設が対象となる

▶ 今後、老朽化が急速に進行する管路の改築の事業量に大きく影響する

## 交付金等要件化の対象

○ 交付金等要件化の対象は、「污水管の改築に係る国費支援」

※ 交付金等要件化の対象となる交付金等(国費支援)は、社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金、沖縄振興公共投資交付金、個別補助金(下水道事業費、下水道防災事業費)を想定

## 「污水管の改築に係る国費支援」の「污水管」とは？

○ 「污水管」は、「下水道施設の改築について」(令和4.4.1国水第67号下水道事業課長通知)の別表(1.土木建築・付帯設備)で大分類が「管路施設」の範囲

※ 別表2.機械設備、3.電気設備の改築は交付金等要件化の対象外

- ※ 「処理場」の改築は交付金等要件化の対象か？ → × (対象外)
- ※ 「ポンプ場」の改築は交付金等要件化の対象か？ → × (対象外)
- ※ 「マンホールポンプ」の改築は交付金等要件化の対象か？ → × (対象外)
- ※ 「送泥管」の改築は交付金等要件化の対象か？ → × (対象外)
- ※ 「合流管」の改築は交付金等要件化の対象か？ → ○ (対象)

大分類	中分類	小分類	
管路施設	管きよ (マンホール間)	鉄筋コンクリート	
		遠心力鉄筋コンクリート	
		陶	
		硬質塩化ビニル	
		FRPM	
		鋳鉄	
		ダクタイル鋳鉄	
		鋼	
		コンクリート	
		レジンコンクリート	
		樹	コンクリート
			硬質塩化ビニル
		取付管	硬質塩化ビニル
陶			
マンホール	遠心力鉄筋コンクリート		
	本体(コンクリート製)		
	本体(硬質塩化ビニル製)		
	本体(レジンコンクリート製)		
	鉄蓋(車道部)		
共通	鉄蓋(その他)		
	内部防食		

## 「污水管の改築に係る国費支援」の「改築に係る国費支援」とは？

○ 「污水管の『改築』に係る国費支援」が交付金等要件化の対象であり、例えば、污水管の新設(未普及対策)等は交付金等要件化の対象外

※ スtockマネジメント計画上の管路、総合地震対策計画上の管路の「改築」も交付金等要件化の対象(ただし、総合地震対策計画上の緊急輸送道路と重要物流道路の下に埋設されている管路の耐震化のみ例外)

※ 污水管に係るStockマネジメント計画や総合地震対策計画の策定や調査・診断の費用は交付金等要件化の対象

(参考)レベル3.5の対象施設・業務範囲として交付金等を受ける污水管改築が設定される必要はあるか？

○ 必要はない

---

2

対象事業（案）

## 2 対象事業(案)

(R7.1.8公開資料)

本市では、管理・更新一体マネジメント方式 (レベル3.5) の導入を目指して検討を進めている

ウォーターPPP	
<b>公共施設等運営事業(コンセッション) [レベル4]</b>	<b>管理・更新一体マネジメント方式 [レベル3.5]</b> <span style="float: right;">新設</span>
長期契約(10~20年)	長期契約(原則10年)*1
性能発注	性能発注*2
維持管理	維持管理
修繕	修繕
更新工事	【更新実施型の場合】 更新工事
	【更新支援型の場合】 更新計画案やコンストラクションマネジメント(CM)
運営権(抵当権設定)	
利用料金直接收受	
上・工・下一体:1件(宮城県R4) 下水道:3件 (浜松市H30、須崎市R2、三浦市R5) 工業用水道:2件(熊本県R3、大阪市R4)	<p>*1管理・更新一体マネジメント方式(原則10年)の後、公共施設等運営事業に移行することとする。</p> <p>*2民間事業者の対象業務の執行方法は、民間事業者が自ら決定し、業務執行に対する責任を負うという本来の「性能発注」を徹底。</p> <p>管路については、移行措置として、仕様発注から開始し、詳細調査や更新等を実施した箇所から段階的に性能発注に移行していくことも可能。</p>

本市が目指す官民連携事業

## 2 対象事業(案)

(R7.1.8公開資料)

本市では、ウォーターPPPの検討を進めるにあたっては、事業量及び競争性の確保の観点から、対象区域として東部処理区、牟礼処理区、庵治処理区を選定。

### 対象区域

## 東部処理区、牟礼処理区、庵治処理区

### 概要とポイント・留意点

#### 対象施設や業務範囲を設定する際の考え方

- 「導入を決定済み」となる入札・公募の開始(募集要項等の公表)時点で、対象施設・業務範囲の設定が、少なくとも一つの処理区のすべての施設等ではない場合、管理者は客観的な情報に基づいて説明できる必要がある
- 客観的な情報として、例えば、導入可能性調査(FS)やマーケットサウンディング(MS)の選択肢に挙げて比較した結果や経過等が考えられる

#### 導入検討を開始する際の考え方

導入検討開始時点

- **まずは少なくとも一つの処理区を選択して導入の検討を開始(処理区  
の選択は管理者の任意)**
- 一旦、すべての施設等を念頭に置く

#### FSやMS等を実施する際の考え方

(情報・資料等の収集等)

- 必要となる客観的な情報を収集するための手段としての観点が重要(実施そのものを目的とせず、比較等の目的から逆算等)
- 管理者の任意部分は必要に応じて判断資料を収集
- 管理者が説明できることが必要であり、特段の形式・様式等はない(例えば、民間企業の参画意向等を踏まえた外部有識者への諮問に基づくこと等も考える)

#### 入札・公募の開始(募集要項等の公表)

入札・公募開始時点

- 「導入を決定済み」となるのはこのタイミング
- 客観的な情報が必要となる場合、この時点から収集するのは不可能・困難となるため、導入検討時点から留意が必要

□ : 導入検討開始時点    □ : 入札・公募開始時点

#### 地方公共団体(管理者)

【イメージ】  
任意にA処理区を選択



# 2 対象事業(案)

(R7.1.8公開資料)

「一旦、すべての施設等を念頭におく」必要があることから、検討開始時点では、管路施設と処理場等の施設の**全ての施設を対象**とすることを想定

対象施設

管路施設 + ポンプ場施設 + 処理場施設 を想定

### 概要とポイント・留意点

#### 対象施設や業務範囲を設定する際の考え方

- 「導入を決定済み」となる入札・公募の開始(募集要項等の公表)時点で、対象施設・業務範囲の設定が、少なくとも一つの処理区のすべての施設等ではない場合、管理者は客観的な情報に基づいて説明できる必要がある
- 客観的な情報として、例えば、導入可能性調査(FS)やマーケットサウンディング(MS)の選択肢に挙げて比較した結果や経過等が考えられる

#### 導入検討を開始する際の考え方

導入検討開始時点

- まずは少なくとも一つの処理区を選択して導入の検討を開始(処理区  
の選択は管理者の任意)
- **一旦、すべての施設等を念頭におく**

#### FSやMS等を実施する際の考え方

(情報・資料等の収集等)

- 必要となる客観的な情報を収集するための手段としての観点が重要(実施そのものを目的とせず、比較等の目的から逆算等)
- 管理者の任意部分は必要に応じて判断資料を収集
- 管理者が説明できることが必要であり、特段の形式・様式等はない(例えば、民間企業の参画意向等を踏まえた外部有識者への諮問に基づくこと等も考える)

#### 入札・公募の開始(募集要項等の公表)

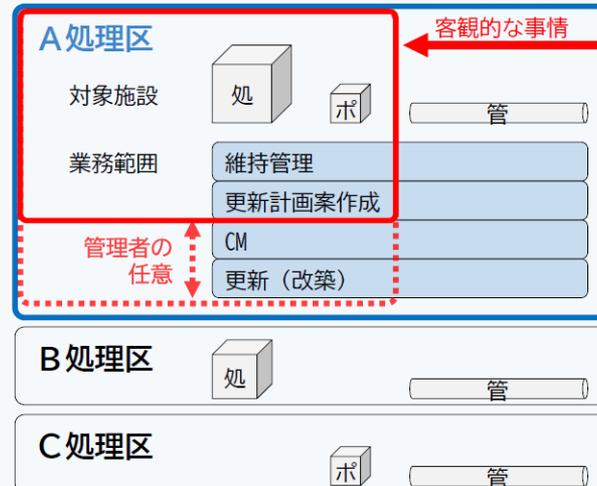
入札・公募開始時点

- 「導入を決定済み」となるのはこのタイミング
- 客観的な情報が必要となる場合、この時点から収集するのは不可能・困難となるため、導入検討時点から留意が必要

□ : 導入検討開始時点    □ : 入札・公募開始時点

#### 地方公共団体(管理者)

任意にA処理区を選択  
【イメージ】



## 2 対象事業(案)

(R7.1.8公開資料)

管理・更新一体マネジメント（レベル3.5）の4要件の対応について

契約  
期間

10年間 として検討

管理・更新一体マネジメント方式の要件 ①長期契約

内閣府ホームページ

- 契約期間は、企業の参画意欲、地方公共団体の取組易さ、スケールメリット、投資効果の発現、雇用の安定、人材育成等を総合的に勘案し、**原則10年**とする。

概要とポイント・留意点

原則

- これまでの包括的民間委託(レベル1-3)で一般的な3-5年間よりも長い10年間が原則
  - ※ コンセッション方式(レベル4)に「準ずる」効果が期待できる官民連携方式との位置づけ
  - ※ 特に、更新(改築)投資による維持管理上の効果が発現する必要最小限の事業期間が設定されたもの
- 一方、10年以上ではなく、10年間が原則

例外の考え方

- 管理者が理由を公表情報等に基づいて説明できる必要

現時点で想定されうる例外

- 施設等の改築等のタイミングを考慮することによる事業期間の微調整
  - ※ 例えば、改築等需要増大期間の切れ目までを対象範囲に含む場合
- コンセッション方式に移行したい等の特段の意向が管理者にある場合に、客観的な情報に基づいて説明できる準備をした上で、事業期間を短く/長く設定
- 5年間程度の更新支援型と、10年間程度の更新実施型を組み合わせた、合計15年間程度のレベル3.5更新実施型

## 2 対象事業(案)

(R7.1.8公開資料)

管理・更新一体マネジメント（レベル3.5）の4要件の対応について

性能  
発注

性能発注を原則とするが、  
管路施設は仕様発注から段階的に性能発注へと移行を想定

仕様発注（従来型）	性能発注
発注者が詳細に仕様を規定し、受注者は規定された仕様に忠実に業務を実施する方式	発注者が必要な性能指標を示し、受注者はそれを達成するために業務を実施する方式（詳細は受注者側で決定できる）

### 管理・更新一体マネジメント方式の要件 ②性能発注

内閣府ホームページ

○ 性能発注を原則とする。ただし、管路については、移行措置として、仕様発注から開始し、詳細調査や更新等を実施した箇所から段階的に性能発注に移行していくことも可能。

※ 性能規定の例 処理施設:処理後の水質が管理基準を満たしていること

※ 性能規定の例 管路施設:適切に保守点検を実施すること(人員、時期、機器、方法等は民間事業者に委ねる。)

### 概要とポイント・留意点

#### 性能発注の考え方(総論)

○ 十分な情報開示に基づく官民対話の繰り返しによる契約・要求水準等への適切な規定と、これらに基づくモニタリングの実施が必要であり、また、明確なリスク分担(役割・責任・費用・損害分担等)が重要

※ 性能規定の記載ぶりと、リスク分担の具体的な調整や実現方法等が論点

管理・更新一体マネジメント（レベル3.5）の4要件の対応について

一体  
管理

### 更新支援型 を選択することを想定

管理・更新一体マネジメント方式の要件 ③維持管理と更新の一体マネジメント

内閣府ホームページ

- 維持管理と更新を一体的に最適化するための方式として、維持管理と更新を一体的に実施する「更新実施型」と、更新計画案の策定やコンストラクションマネジメント(CM)により地方公共団体の更新を支援する「更新支援型」を基本とする。 ※「更新支援型」で選択肢となりうるのはピュア型CM方式
  - ※ 更新実施型:更新工事を含めて一括で民間に委ねることができ、地方公共団体の体制補完の効果が大きい。
  - ※ 更新支援型:発注に関係する技術力を地方公共団体に残す、また、実際に維持管理を実施する民間企業等の観点から、より効果的な更新計画案の作成を期待できる。

#### 概要とポイント・留意点

#### 要件充足の考え方

- 「更新実施型」か「更新支援型」のいずれかを管理者が任意に選択すれば要件③は充足(国費支援(配分率)に差はない方針で検討中)
  - ※ 一つのレベル3.5の中で対象施設ごとに異なる業務範囲(更新支援型/更新実施型)を設定する使い分けも可能
  - ※ 具体的には、募集要項等の対象施設・業務範囲をどう設定するか

#### 入札・公募の考え方

- 「更新実施型」では、入札・公募時点で更新計画があることを前提としている
- 「更新支援型」では、入札・公募時点で更新計画がない(不十分)の場合にも円滑・迅速に案件形成可能
  - ※ ①入札・公募時点で、過去の更新(改築)実績等を参考にして、事業期間中にありうる更新(改築)事業量・予算額等の情報提示、②審査(選定)に際しても、考慮のうえ、③事業期間中にモニタリングする等が必要

## 2 対象事業(案)

(R7.1.8公開資料)

管理・更新一体マネジメント（レベル3.5）の4要件の対応について

プロフィット  
シェア

### 仕組みを導入 する予定

※今後策定される国のガイドライン等を踏まえて比率や内容を検討

#### 管理・更新一体マネジメント方式の要件 ④プロフィットシェア

内閣府ホームページ

- 事業開始後もライフサイクルコスト削減の提案を促進するためプロフィットシェアの仕組みを導入すること。(更新支援型の場合、プロフィットシェアは可能な範囲で採用する。)

(プロフィットシェア\*1の例)

**導入が必要であるが、実際には発動しなくてもよいとされている**

※ 契約時に見積もった工事費が、企業努力や新技術導入等で削減した場合、削減分を官民でシェアする。

※ 契約時に見積もった維持管理費が、企業努力や新技術導入等で削減した場合、削減分を官民でシェア\*2する。

ケース	工事費	維持管理費	LCC削減 (プロフィット)		官	民
①	2 削減		2	プロフィット シェア	1	1
②		2 削減	2		1	1

※1：プロフィットシェアの仕組みとしては、契約後VE等を想定。

※2：「処理場等包括的民間委託導入ガイドライン(R2.6 日本下水道協会)によれば、ユーティリティ費(使用量)や修繕費が削減されたときでも削減分を清算しない事例が多い。

#### 概要とポイント・留意点

まず確認いただきたいこと ※現時点の考え方は、一部が上記の内閣府ホームページと異なる

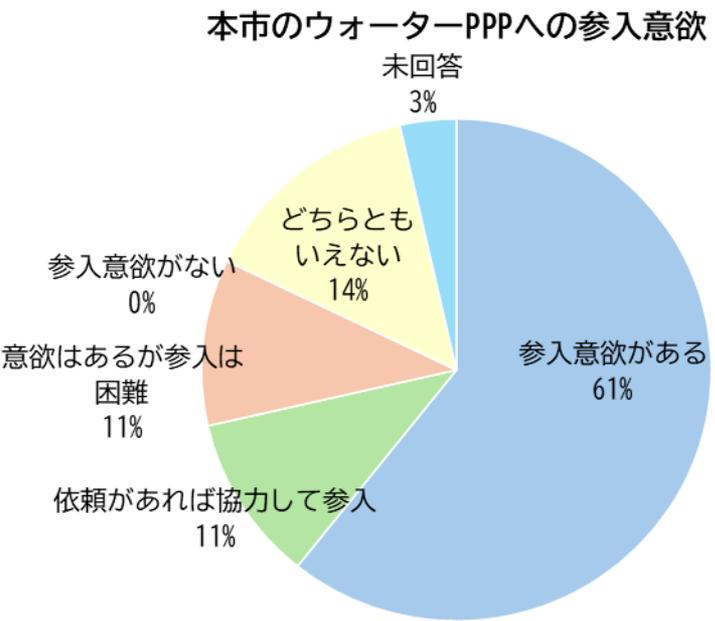
- 事業開始後もライフサイクルコスト削減の提案を促進することが趣旨 ※プロフィット=費用削減分
- **更新実施型でも更新支援型でも、仕組みを導入することは必須** ※仕組みの導入で要件は充足(発動不要)
- 官民のシェアは1:1に限定されない(図表は例示の一つ) ※官:民=0:10も可能(管理者の任意)
- 想定する仕組みは、例えば、茨城県守谷市の先行事例 ※契約後VE等は例示の一つ

3

令和6年度マーケットサウンディングの結果

# 3 令和6年度マーケットサウンディングの結果

## 企業の参入意欲（集計値）



## 参加を想定する対象施設について（集計値）

選択肢	希望する対象施設				合計
	調査・設計	維持管理	メーカー	建設	
下水管路施設（マンホールポンプを含む）のみ	2	2	0	1	5
下水処理場のみ	0	0	0	0	0
下水ポンプ場のみ	0	0	0	0	0
下水管路施設+下水処理場	0	0	0	0	0
下水管路施設+下水ポンプ場	0	0	0	0	0
下水処理場+下水ポンプ場	0	0	2	3	5
下水管路施設+下水処理場+下水ポンプ場	6	6	0	5	17
未回答	0	0	0	1	1
合計	8	8	2	10	28

## 管路と処理場の一体管理について（集計値）

選択肢	調査・設計	維持管理	メーカー	建設	合計
メリット	4	4	0	4	12
デメリット	0	1	2	2	5
どちらとも	4	3	0	2	9
未回答	0	0	0	2	2
合計	8	8	2	10	28

令和7年1月に実施したマーケットサウンディング調査においては、高松市のウォーターPPPへの参入意欲があると答えた企業が過半数を超える結果となった。

また、処理場、ポンプ場、管路施設の一体的な管理を希望する企業が多い結果となった。ただし、一体的な管理についてはメリットとデメリット、双方あるととらえている企業が多くみられた。

### 3 令和6年度マーケットサウンディングの結果

#### 管路と処理場の一体管理について

《自由記載意見》

【メリット】

- 管路施設と処理場施設は一体として機能するため、両者の情報を十分に把握することによって最適な管理が可能となる。
- 更新支援型における計画・設計業務に関しては、管路と処理場を一体として実施する方が、更新計画の最適化や設計業務の効率化を図ることが可能であると考えます。
- 管路と処理場を一体とすることで、人員の最適配置や重複配置の削減により緊急対応や修繕業務など効率的に一体管理運営できる。
- 施設と管路の更新計画や維持管理計画を一体的に策定・実施することで、施設全体の最適化、情報の一元化による異常対応の迅速化などが可能になると考えます。

【デメリット】

- 管路に関して、更新支援型でどこまで対応するのか、更新計画をどこまで求めるのか等をもう少し明示して頂けないと、今後のコンソ組成を検討する際にも懸念が残るのでデメリットと感じている。
- ノウハウ不足の懸念、ノウハウ不足を補う為の経費増の懸念。
- 従来対応してきた地元企業の機会損失、及び競争が働くなる可能性がある。
- 管路の維持管理には地元企業の協力が不可欠ですが、一体的に管理する場合、多くの企業との調整が必要となり、合意形成が難航する可能性があります。特に、地元企業の過剰な保護は、事業の収益性や持続性を低下させる可能性もあり、慎重な制度設計が求められると考えます。

4

対象施設および対象業務（案）

# 4 対象施設および対象業務(案)

## 対象施設

対象施設は、東部・牟礼・庵治処理区における全ての下水道施設等を想定

### 対象施設

分類	施設
処理場	東部下水処理場 牟礼浄化苑 庵治浄化センター
汚水ポンプ場	7か所
マンホールポンプ	14か所
雨水ポンプ場	28か所
合流式ポンプ場	2か所
管路施設	約870km
し尿処理施設	衛生センター
その他	水門・再生水管等



## 4 対象施設および対象業務(案)

### 対象業務 (全体)

処理場・ポンプ場  
マンホールポンプ  
衛生センター



包括委託から  
ウォーターPPPへ

管路施設  
管きよ・マンホール・蓋  
取付管・ます



個別委託から  
ウォーターPPPへ



再生水管・水門

## 4 対象施設および対象業務(案)

### 業務概要

事業期間

10年間

対象地区

東部処理区・牟礼処理区・庵治処理区を対象

対象業務  
レベル3.5  
(更新支援型)

- ・計画的維持管理業務
- ・計画策定業務
- ・住民対応等業務
- ・統括管理業務
- ・その他業務（災害対応等）

対象施設

処理場・ポンプ場・マンホールポンプ・衛生センター  
管路施設：管きよ、マンホール（蓋を含む）、ます、取付管  
伏越し、圧送管、調整池、下水道用地、排水設備、再生水管、  
水門

業務内容

施設：性能発注  
管路：仕様発注から性能発注への段階的な移行を想定

発注手法

公募型プロポーザル方式

# 4 対象施設および対象業務(案)

## 対象業務（処理場）

※検討段階のため、内容は変更となる可能性があります

大分類	中分類	業務内容
計画的維持管理業務	更新計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>●更新計画案の作成</li> <li>●点検調査データ管理</li> </ul>
	運転管理（再生水管・発電設備・MICS含む）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●水処理施設の運転管理</li> <li>●汚泥処理施設の運転管理</li> <li>●巡視・巡回</li> <li>●雨天時対応</li> </ul>
	水質分析	<ul style="list-style-type: none"> <li>●水質分析</li> </ul>
	保守点検	<ul style="list-style-type: none"> <li>●保守点検</li> <li>●メーカー点検(500万円未満)</li> <li>●メーカー点検(500万円以上)</li> <li>●法に基づく定期点検</li> </ul>
	ユーティリティ調達	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ガス、水道、重油、通信、軽油、灯油、潤滑油</li> <li>●薬品・消耗品等の購入</li> </ul>
	整備業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>●施設内の整備（清掃・除草・樹木管理等）</li> <li>●廃棄物収集運搬・処分(脱水汚泥除く)</li> <li>●汚泥収集運搬・処分</li> </ul>
	修繕業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>●小規模の修繕</li> <li>●軽微な修繕・部品交換</li> <li>●大規模修繕(※)</li> </ul>
	設備台帳のデータ入力	<ul style="list-style-type: none"> <li>●維持管理情報のデータ整理</li> <li>●新規・更新施設のデータ整理</li> </ul>

※大規模修繕：施設の処理能力向上に寄与しない範囲での設備修繕

赤字は現行包括から追加となる項目

## 4 対象施設および対象業務(案)

### 対象業務（処理場）

※検討段階のため、内容は変更となる可能性があります

大分類	中分類	業務内容
その他業務	災害対応	●点検・調査（一部を包括委託） ●応急復旧（一部を包括委託）
	緊急時対応	●臨時点検（一部を包括委託） ●応急復旧（一部を包括委託）
	その他	●施設見学への対応 ●図書類の整理 ●機械警備

# 4 対象施設および対象業務(案)

## 対象業務 (ポンプ場・MP)

※検討段階のため、内容は変更となる可能性があります

大分類	中分類	業務内容
計画的維持管理業務	更新計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>●更新計画案の作成</li> <li>●点検調査データ管理</li> </ul>
	運転管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>●巡視・巡回</li> <li>●雨天時対応</li> </ul>
	水質分析	<ul style="list-style-type: none"> <li>●水質分析</li> </ul>
	保守点検	<ul style="list-style-type: none"> <li>●保守点検</li> <li>●メーカー点検</li> <li>●法に基づく定期点検</li> </ul>
	ユーティリティ調達	<ul style="list-style-type: none"> <li>●水道、通信、重油、軽油、潤滑油、脱臭剤</li> <li>●消耗品等の購入</li> </ul>
	整備業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>●施設内の整備 (清掃・除草・樹木管理等)</li> <li>●し渣・沈砂収集運搬・処分</li> </ul>
	修繕業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>●小規模の修繕</li> <li>●軽微な修繕・部品交換</li> <li>●大規模修繕(※)</li> </ul>
	設備台帳のデータ入力	<ul style="list-style-type: none"> <li>●維持管理情報のデータ整理</li> <li>●新規・更新施設のデータ整理</li> </ul>

※大規模修繕:施設の排水能力向上に寄与しない範囲での設備修繕

大分類	中分類	業務内容
業務その他	災害対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>●点検・調査 (一部を包括委託)</li> <li>●応急復旧 (一部を包括委託)</li> </ul>
	緊急時対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>●臨時点検 (一部を包括委託)</li> <li>●応急復旧 (一部を包括委託)</li> </ul>

# 4 対象施設および対象業務(案)

## 対象業務 (衛生センター)

※検討段階のため、内容は変更となる可能性があります

大分類	中分類	業務内容
計画的維持管理業務	運転管理	●し尿処理施設の運転管理
	受入体制	●受入体制 ●異常時調整
	保守点検	●保守点検 ●メーカー点検 ●法に基づく定期点検
	環境測定	●臭気
	ユーティリティ調達	●水道、再生水、工業、油脂類、通信
	整備業務	●施設内の整備 (清掃・除草等)
	修繕業務	●小規模の修繕 ●軽微な修繕・部品交換 ●大規模修繕(※)
	設備台帳のデータ入力	●維持管理情報のデータ整理 ●新規・更新施設のデータ整理

※大規模修繕: 施設の処理能力向上に寄与しない範囲での設備修繕

大分類	中分類	業務内容
その他業務	災害対応	●点検・調査 (一部を包括委託) ●応急復旧 (一部を包括委託)
	緊急時対応	●臨時点検 (一部を包括委託)
	その他	●施設見学への対応 ●図書類の整理 ●機械警備

# 4 対象施設および対象業務(案)

## 対象業務 (管路施設)

※管路施設は個別委託からWPPPへの移行を目指す  
 ※検討段階のため、内容は変更となる可能性があります

大分類	中分類	業務内容
計画的維持管理業務	計画的点検	<ul style="list-style-type: none"> <li>●管口カメラ点検</li> <li>●マンホール蓋 (伏せ越し箇所)</li> <li>●圧送管(埋設部・橋梁添架)</li> </ul>
	計画的調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>●合流管・汚水管・雨水管 (TVカメラ調査・潜行調査)</li> <li>●マンホール調査</li> <li>●取付管・桝調査</li> </ul>
	計画的清掃	<ul style="list-style-type: none"> <li>●汚水管等の清掃</li> <li>●圧送管ピグ洗浄</li> <li>●雨水渠浚渫(開渠)</li> <li>●汚泥運搬・処分</li> </ul>
	計画的修繕	<ul style="list-style-type: none"> <li>●部分的な補修工事</li> <li>●人孔・人孔蓋修繕工事</li> </ul>
	用地管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>●除草・設備補修等</li> <li>●用地設備の補修工事</li> </ul>

大分類	中分類	業務内容
計画業務策定	ストックマネジメント計画作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ストックマネジメント計画の作成 (調査結果の診断 (管路施設) を含む)</li> <li>●点検調査データ管理</li> </ul>

# 4 対象施設および対象業務(案)

## 対象業務 (管路施設)

※管路施設は個別委託からWPPPへの移行を目指す  
 ※検討段階のため、内容は変更となる可能性があります

大分類	中分類	業務内容
住民対応業務	要望受付後の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>●現地調査</li> <li>●立会・説明</li> </ul>
	緊急修繕	<ul style="list-style-type: none"> <li>●排水ポンプ対応</li> <li>●人孔蓋修繕</li> </ul>
	緊急修繕 (道路工事あり)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●修繕工事(舗装工含む)</li> </ul>
	緊急清掃	<ul style="list-style-type: none"> <li>●詰り対応</li> <li>●取付管対応</li> </ul>

大分類	中分類	業務内容
統括管理業務	下水道管路台帳システムへのデータ入力	<ul style="list-style-type: none"> <li>●維持管理情報のデータ整理・入力</li> <li>●新規・更新施設のデータ整理・入力</li> </ul>
	一元管理業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>●更新計画案の作成</li> </ul>

## 4 対象施設および対象業務(案)

### 対象業務（管路施設）

※検討段階のため、内容は変更となる可能性があります

大分類	中分類	業務内容
その他業務	災害対応	●被災状況等の把握等 ●二次災害防止等緊急措置・対応
	他事業工事等への対応 (取付管接続工事)	●施工検査の立会
	その他	●除害施設の適切な使用に関する現場説明

### 対象業務（再生水管）

※検討段階のため、内容は変更となる可能性があります

大分類	中分類	業務内容
再生水管 対応業務	需要家対応（再生水管）	●修繕対応

## 4 対象施設および対象業務(案)

### 対象業務 (水門)

※検討段階のため、内容は変更となる可能性があります

大分類	中分類	業務内容
計画的維持管理 業務	修繕計画	●修繕計画案作成業務
	保守点検	●保守点検
	整備業務	●施設内の整備 (清掃・除草など) ●夾雑物の除去・運搬
	修繕業務	●小規模の修繕 ●軽微な修繕・部品交換

大分類	中分類	業務内容
その他業務	災害対応	●点検・調査 ●応急復旧
	緊急時対応	●臨時点検 ●応急復旧

## 4 対象施設および対象業務(案)

### 業務内容 (管路施設)

#### 計画的維持管理業務

##### 【計画的点検】

- 管口カメラ点検 : スtockマネジメント計画に基づき実施
- マンホール蓋 (伏せ越し箇所) : 腐食環境下として定期点検を実施
- 圧送管(埋設部・橋梁添架) : 腐食環境下として定期点検を実施

##### 【計画的調査】

- 合流管・污水管・雨水管  
(TVカメラ調査・潜行調査) : スtockマネジメント計画に基づき実施
- マンホール調査 : スtockマネジメント計画に基づき実施
- 取付管・枿調査 : 管路調査時に実施

##### 【計画的清掃】

- 污水管等の清掃 : TVカメラ調査・潜行調査の際に実施
- 雨水渠浚渫 (開渠) : TVカメラ調査・潜行調査の際に実施
- 汚泥運搬・処分 : 清掃時に発生した汚泥を運搬する

## 4 対象施設および対象業務(案)

### 業務内容（管路施設）

#### 計画的維持管理業務

##### 【計画的修繕】

- 部分的な補修工事 : 調査結果より、軽微な修繕が必要と判断された箇所を実施
- 人孔・人孔蓋修繕工事 : 調査結果より、軽微な修繕が必要と判断された箇所を実施

##### 【用地管理】

- 除草・設備補修等 : 調整池や幹線、雨水渠の要都内の整備を実施
- 用地設備の補修工事 : 下水道用地内の工事を実施

#### 計画策定業務

##### 【ストックマネジメント計画案の作成】

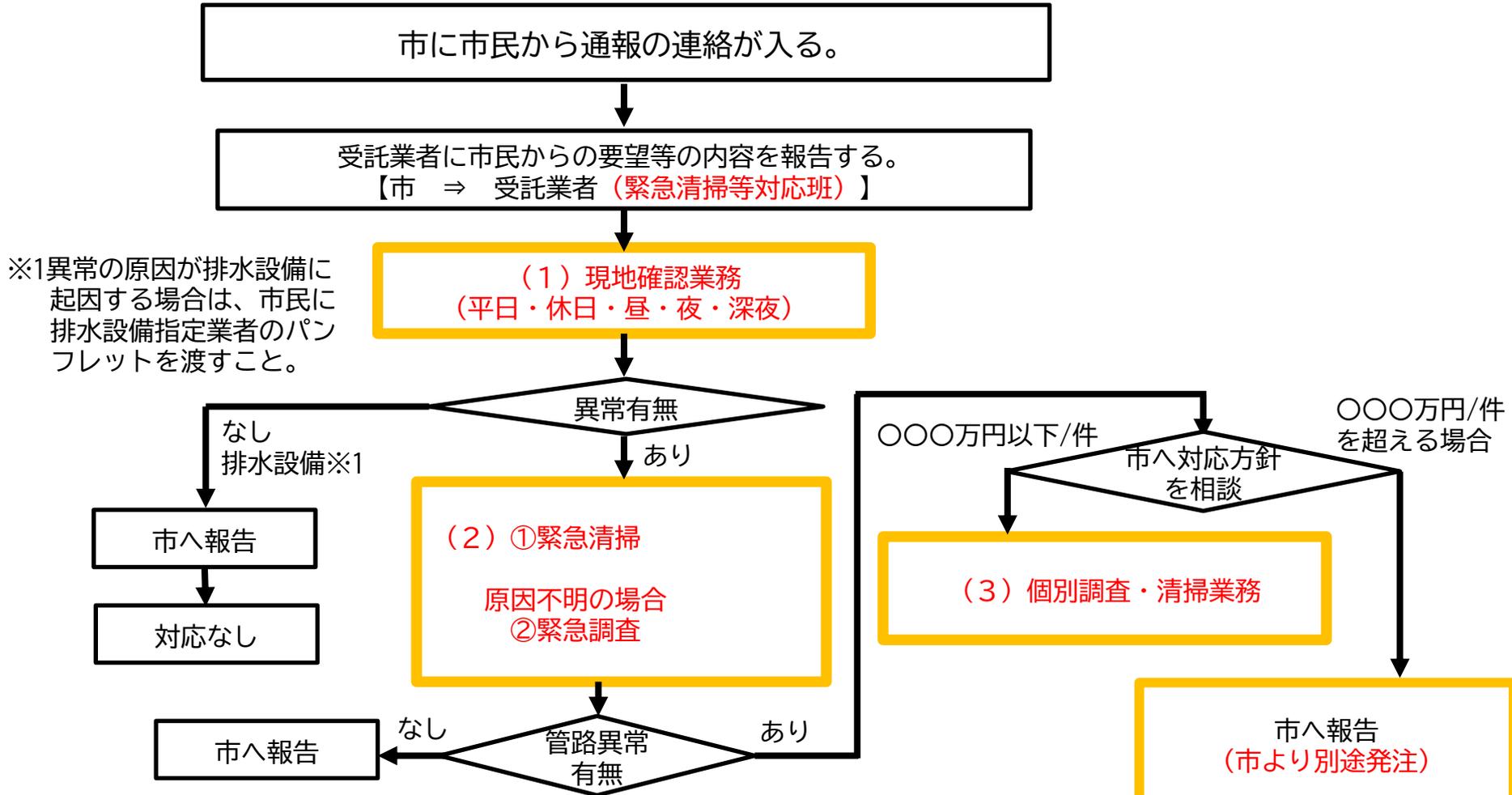
- スtockマネジメント計画案の作成 : 調査結果をもとにストックマネジメント計画案を作成する
- 点検・調査データの管理 : スtockマネジメント計画に基づいて実施した点検・調査結果を、指定された様式の電子データで管理する

# 4 対象施設および対象業務(案)

## 業務内容 (管路施設)

### 住民対応業務 (つまり対応)

住民からの受付は市で対応し、市から事業者が依頼を受けて現地調査、対応を行う。

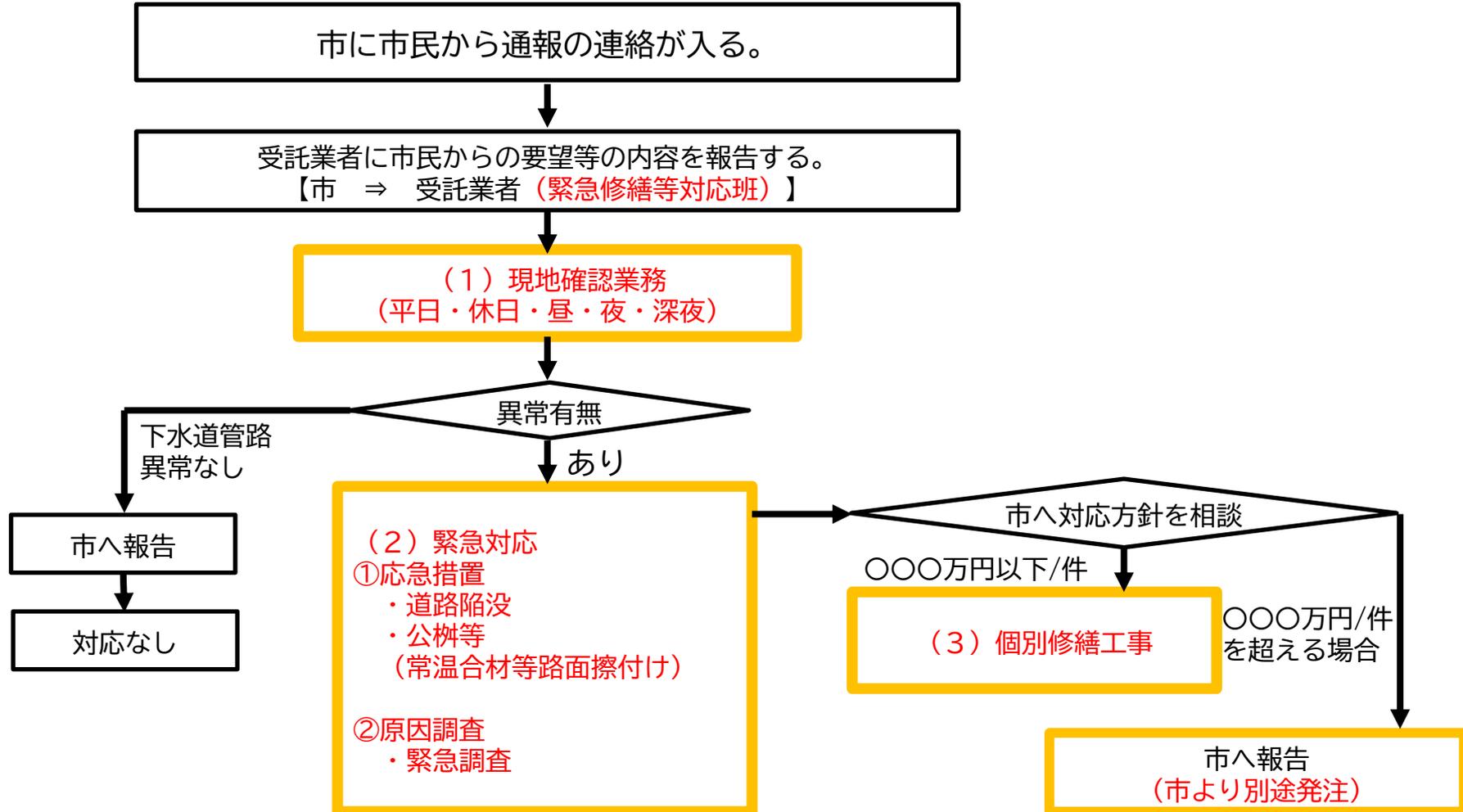


# 4 対象施設および対象業務(案)

## 業務内容 (管路施設)

### 住民対応業務 (修繕対応)

住民からの受付は市で対応し、市から事業者が依頼を受けて現地調査、対応を行う。



## 4 対象施設および対象業務(案)

### 業務内容（管路施設）

#### 統括管理業務

##### 【下水道管路台帳システムへのデータ入力】

- 維持管理情報のデータ整理・入力：業務で得られた維持管理情報を、様式に従い整理、データの入力を行う
- 新規・更新施設のデータ整理・入力：管路施設の更新・改築に伴うデータの更新を行う

##### 【一元管理業務（更新計画案作成等）】

- 更新計画案の作成：業務によって得られた維持管理情報に基づく気付きを、更新計画に反映する

## 4 対象施設および対象業務(案)

### 業務内容（管路施設）

#### その他業務

##### 【災害対応】

- 被災状況等の把握等 : 災害が発生した際、市の指示に従い緊急点検を実施
- 二次災害防止等緊急措置・対応 : 災害時における二次被害の防止、また溢水対応

##### 【他事業工事等への対応】

- 施工の検査立会 : 取付管接続工事の中間検査立会

##### 【その他】

- 除害施設の適切な使用に関する現場説明

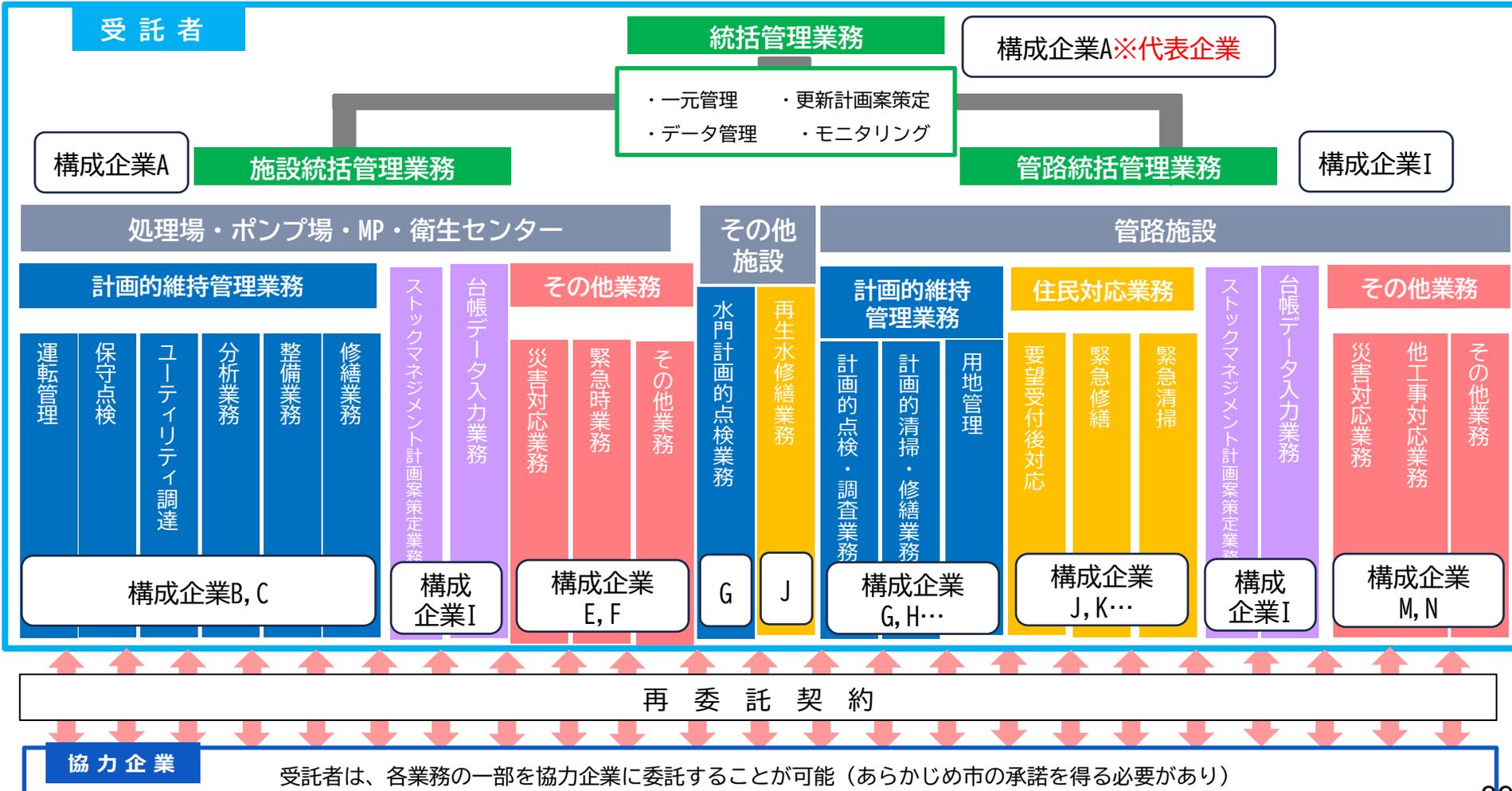
# 4 対象施設および対象業務(案)

## 業務実施体制 (例)

※処理場・管路施設・その他施設一体型管理

高松市(委託者)

↑ ↓ ウォーターPPP事業契約



---

5

参加資格要件等

# 5 参加資格要件等

参加資格要件における実績要件として、以下に示す資格・実績要件を満たすこと。

	配置すべき職名	その要件
1	総括管理責任者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務全体の責任者として、総括職務を実施する管理能力がある者</li> <li>・「下水道法第22条第2項」に規定する資格者を配置すること。</li> </ul>
2	副総括管理責任者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務全体の副責任者として、総括管理責任者の補佐及び代行ができること。</li> <li>・施設の維持管理に係る業務を行う場合、下水道終末処理場又はポンプ場維持管理の経験が3年以上であること。</li> <li>・「下水道法第22条第2項」に規定する資格者を配置すること。</li> <li>・管路の維持管理に係る業務を行う場合、下水道技術検定（管路施設）又は下水道管路管理技士（総合技士）の資格者を配置すること。</li> </ul>
3	処理場等業務責任者※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道終末処理場又はポンプ場維持管理の経験が7年以上である者</li> <li>・下水道終末処理場の運転維持管理業務の総括責任者または副総括責任者（同等以上の職務も可とする）としての実務経験が3年以上であること。</li> <li>・「下水道法第22条第2項」に規定する資格者を配置すること</li> <li>・廃棄物の処理及び清掃に関する法律第21条1項に規定する技術管理者であること。ただし、協議により総括責任者以外の管理監督する立場の者を技術管理者として置くことができる。</li> </ul>
4	管路施設等業務責任者※	下水道技術検定（管路施設）又は下水道管路管理技士（総合技士）の資格者を配置すること。
5	更新計画業務責任者※	技術士（上下水道部門（下水道）、総合技術監理部門（下水道））又はRCCM（下水道）の資格者を配置すること。

※印の責任者は、副総括責任者が兼務することを可能とする。

---

6

リスク分担の考え方

# 6 リスク分担の考え方

リスク項目			リスク分担		備考
			委託者	受託者	
入札・契約 リスク	応募手続リスク	応募に係るコスト		○	共通
	入札手続リスク	入札説明書、入札手続の誤り等	○		共通
	契約リスク	落札者と契約を結べない、または契約手続きに時間がかかる	○	○	共通
制度関連 リスク	法令変更リスク	当該事業に係る根拠法令の変更、新たな規制立法の成立など	○		共通
		当該事業のみならず、広く一般的に適用される法令の変更や新規立法		○	共通
	税制変更リスク	当該事業に関する新税の成立や税率の変更	○		共通
		当該事業のみでなく、広く一般的に適用される税制等の変更		○	共通
	許認可リスク	事業管理者として委託者が取得すべき許認可の遅延	○		共通
		当該事業の実施に関して事業者が取得すべき許認可の遅延		○	共通
社会 リスク	住民対応リスク	本事業実施に関する住民反対、要望などへの対応	○		共通
		受託者が行う業務に関する住民反対、要望などへの対応		○	共通
	環境リスク	受託者が行う業務に起因する環境問題（騒音、振動、臭気等）に関する対応		○	共通
経済 リスク	物価変動リスク	事業期間の物価変動		○	共通
		著しい物価変動によるコストの増加	○	○	共通
	金利変動リスク	事業期間の金利変動		○	共通
	予算等に係る議会リスク	予算等の議決が得られない場合	○	○	共通

## 6 リスク分担の考え方

リスク項目		リスク分担		備考
		委託者	受託者	
第三者賠償リスク	避けがたいリスク	○		共通
	施設の瑕疵リスク	○		共通
	不法行為によるリスク		○	共通
	業務遂行の不備によるリスク		○	共通
	委託者の帰責事由により第三者に与えた損害	○		共通
	受託者の帰責事由により第三者に与えた損害		○	共通
事業の中止や債務不履行等のリスク	事業の中止・延期・不能リスク (不可抗力を除く)	○		共通
	受託者の債務不履行リスク		○	共通
	委託者の債務不履行リスク	○		共通
	以上以外の理由による業務遂行中断・不能		○	共通
業務内容変更のリスク	委託業務内容・用途の変更に関するもの	○		共通
	受託者が立案した計画(時期・内容等)に起因して問題が生じた場合		○	共通
事業終了手続きリスク	業務移行期間の費用リスク	○	○	共通
	事業終了時における施設の性能確保に係るリスク		○	共通
不可抗力リスク	発注計画段階で想定しない(想定以上の)暴風、豪雨、高潮等の自然災害、及び騒乱等その他の人為的事象による施設損害、事業の変更、中止	○	○	共通

# 6 リスク分担の考え方

リスク項目			リスク分担		備考
			委託者	受託者	
維持管理に係るリスク	維持管理・修繕費用増大リスク	受託者の責めにより、当初予定の維持管理費用や修繕費用がオーバーする場合		○	共通
		委託者の要因により、当初予定の維持管理費用や修繕費用がオーバーする場合	○		共通
		突発的な対応業務に係る費用が、発注計画時想定以上に増加した場合	○	○	共通
	業務中の事故リスク	受託者の責めにより、下水道施設やその他施設を破損させた場合		○	共通
		受託者の責めによるものか明白でなく、下水道施設やその他施設を破損させた場合	○	○	共通
		業務中に住民に障害を負わせる、または住宅等の財産を破損させた場合		○	共通
	施設損傷リスク	施設の劣化に対して、受託者が適切な維持管理業務を実施しなかったことに起因する施設の損傷		○	共通
		委託者の責めにより施設が損傷した場合	○		共通
		上記以外のもの	○	○	共通
	道路陥没リスク	業務期間・対象区域において、維持管理、修繕・改築等の業務の要求性能の不適合により、道路陥没が発生した場合		○	管路
		業務期間・対象区域において、維持管理、修繕・改築等の業務が未実施の箇所、道路陥没が発生した場合	○	○	管路
	流入下水の変動リスク	水量の変動に伴う変動費の増減があった場合	○		処理場・ポンプ場
		流入水による場合かやむを得ない場合による経費の増加があった場合	○		処理場・ポンプ場
		上記以外の経費の増加があった場合		○	処理場・ポンプ場

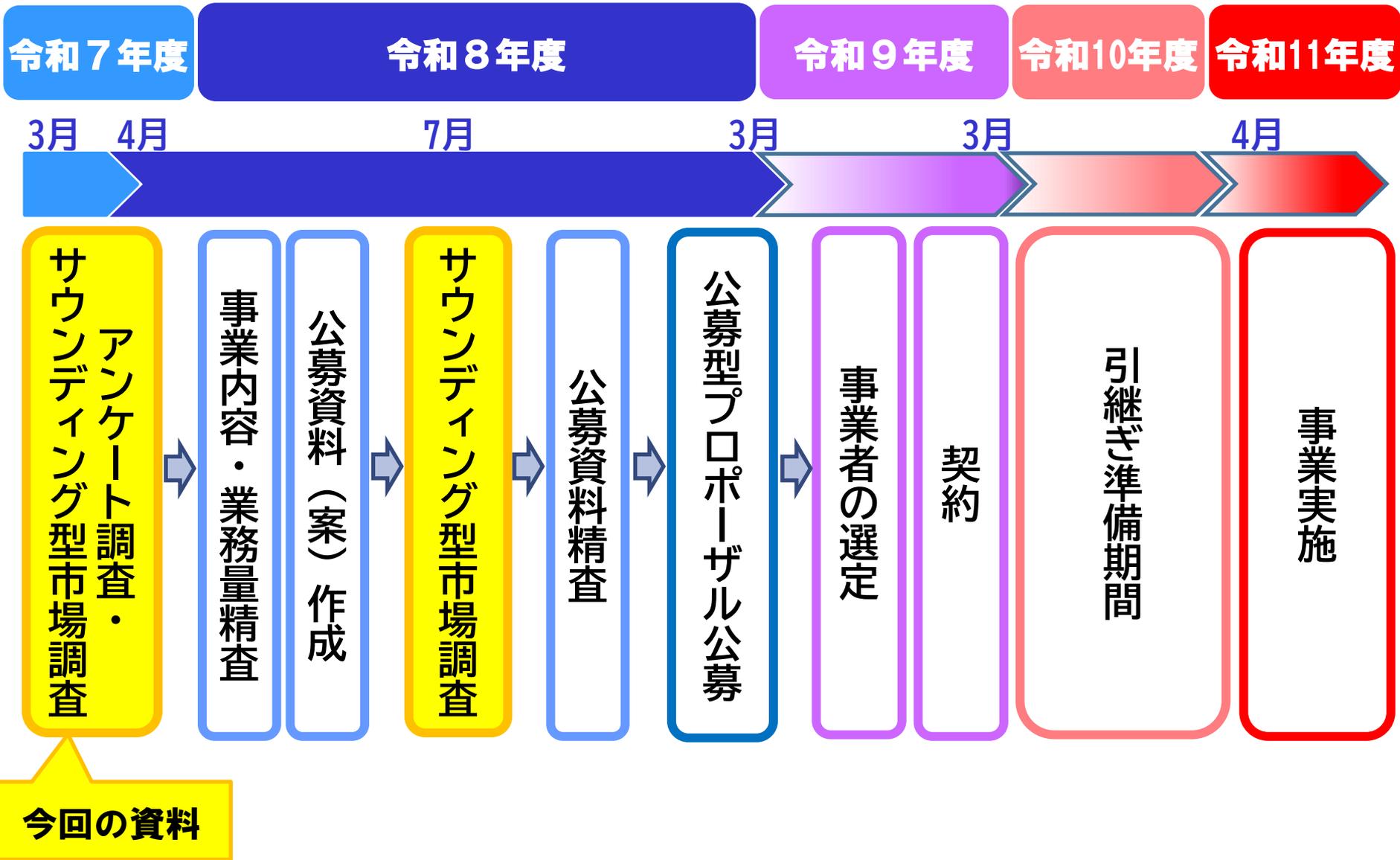
## 6 リスク分担の考え方

リスク項目			リスク分担		備考
			委託者	受託者	
調査・計画・設計に係るリスク	契約遅延リスク	委託者の計画・設計条件等の変更により各年度の契約締結までに要する期間が延長するもの	○		共通
		上記以外のもの		○	共通
	契約費用増加リスク	委託者の計画・設計条件等の変更による契約に必要な費用が増加するもの	○		共通
		上記以外のもの		○	共通
	点検・調査リスク	委託者による地形・地質、施設諸元等情報に不備があった場合	○		共通
		受託者が実施した点検・調査などに不備があった場合		○	共通
	計画・設計変更リスク	委託者の要因(事由)による計画・設計変更があった場合	○		共通
		受託者が実施した計画・設計に不備があった場合		○	共通
		上記以外の要因(事由)による計画・設計変更		○	共通
その他リスク	緊急対応リスク	突発的な緊急対応に係る費用が、発注計画時想定以上に増加した場合	○	○	共通
	見学対応リスク	見学中トラブルが発生した場合	○	○	共通

7

今後のスケジュール（案）

# 7 今後のスケジュール(案)



本調査結果を元に、公告資料の作成等を進めてまいります。また、令和8年度以降も引き続き調査を実施する予定です。

説明内容及びマーケットサウンディングについて、不明点・疑問点等ある場合は、以下の担当までご連絡ください。

## 連絡先

**担当部署：** 下水道整備課

**担当者：** 佐藤・前田

**電話番号：**（下水道整備課）087-839-2771

**メールアドレス：**（下水道整備課） [gesuiseibi@city.takamatsu.lg.jp](mailto:gesuiseibi@city.takamatsu.lg.jp)

# (参考)用語の説明

- 維持管理と更新（改築）の一体マネジメント

維持管理と更新を一体的に最適化するための事業方式であり、維持管理と更新を一体的に実施する「更新実施型」と、更新計画案の策定やコンストラクションマネジメント（CM）により地方公共団体の更新を支援する「更新支援型」の2方式がある。また、この管理・更新一体マネジメント方式を、ウォーターPPP（レベル3.5）と呼ぶ。

- コンストラクションマネジメント（CM）

発注者の補助者・代行者であるコンストラクション・マネジャー（CMr）が、技術的な中立性を保ちつつ発注者の側に立って、設計の検討や工事発注方式の検討、工程管理、コスト管理などの各種マネジメント業務の全部又は一部を行うもの。

- コンセッション（レベル4）

管理者（市）は運営権者（事業者）に運営権を設定。運営権により、運営権者（事業者）は原則として利用者（市民）から收受する下水道利用料金により事業を運営する方式。

# (参考)用語の説明

- 性能発注

発注者が求めるサービス水準を明らかにし、事業者が満たすべき水準の詳細を規定した発注のこと。PFI事業については、仕様発注方式よりも性能発注方式の方がPFI法の主旨である「民間の創意工夫の発揮」が実現しやすくなる。

一方で、仕様発注（方式）は、発注者が施設の構造、資材、施工方法等について、詳細な仕様を決め、設計書等によって民間事業者に発注する方式。

- ストックマネジメント

長期的な視点で下水道施設全体の今後の老朽化の進展状況を考慮し、優先順位付けを行ったうえで、施設の点検・調査、修繕・改善を実施し、施設全体を対象とした施設管理を最適化すること。

- 統括・マネジメント業務

適正な事業運営を目的として、維持管理・計画・改築更新等の多岐にわたる業務を統括的に管理すること。これまで発注者側の役割であったものを、事業者側が実施するため、ウォーターPPP業務に含む場合は適切な積算により事業費に反映する。

# (参考)用語の説明

- プロフィットシェア

契約時に見積もった工事費や契約時に見積もった維持管理費が企業努力や新技術導入等で縮減した場合において、縮減分を官民でシェアする仕組み。

- プロポーザル方式

プロポーザル方式においては、事業者選定の段階において業務内容に応じて具体的な取り組み方法の提示を求めるテーマを示し、評価テーマに関する技術提案と当該業務の実施方針の提出を求め、技術的に最適な者を特定する方式。

- マーケットサウンディング (MS・民間市場調査)

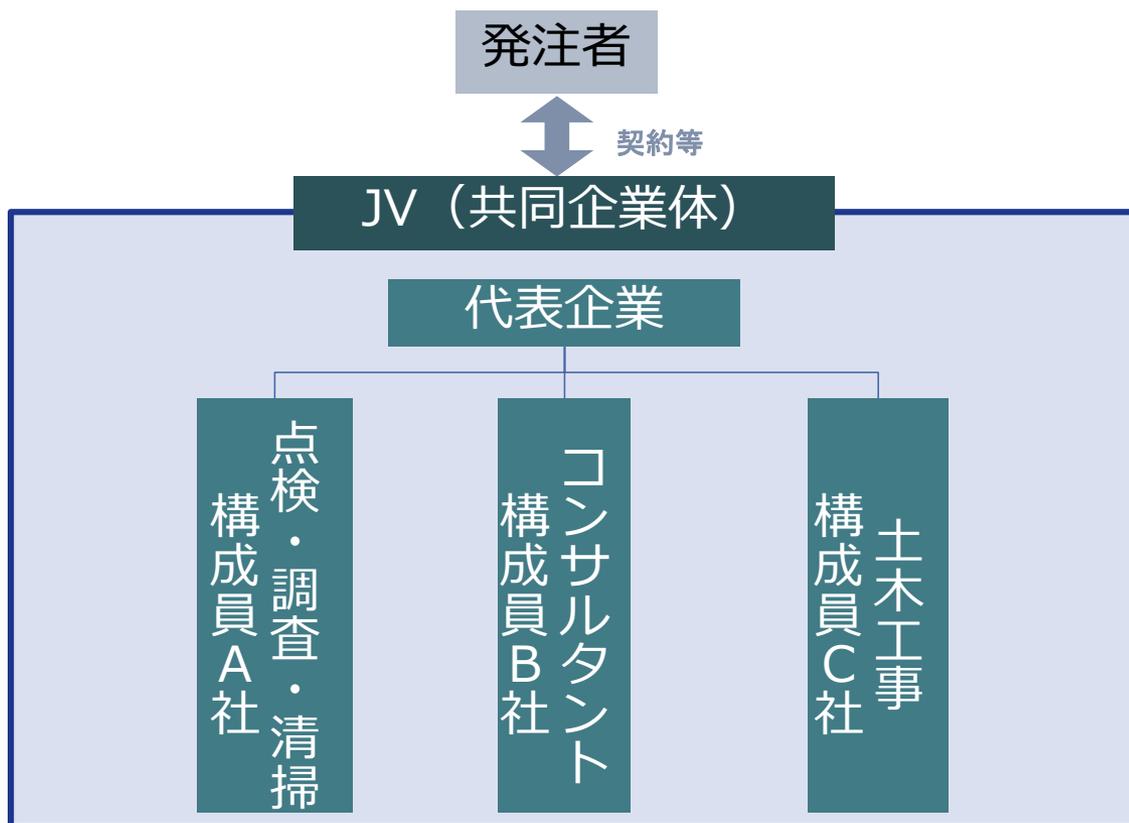
事業に対して、民間事業者の関心度合い（参入意欲）、参入条件等の意向のほか、事業スキームや必要な検討事項、開示情報等について検討・把握することを目的に実施する調査のこと。

# (参考)用語の説明

## • JV (共同企業体)

建設企業が単独で受注及び施工を行う通常の場合とは異なり、複数の建設企業が、一つの建設工事を受注、施工することを目的として形成する事業組織体のこと。

### JV (共同企業体) のイメージ



# (参考)用語の説明

## SPC（特別目的会社）

資産の流動化に関する法律に基づき、当該事業の実施を目的として設立される法人、ある特別の事業を行うために設立された事業会社のこと。

コンセッション方式（レベル4）では、公募提案する共同企業体が、新会社（＝SPC）を設立して、建設・運営・管理にあたることが多い。

### 単独事業者、JV、SPCの比較

	単独の民間事業者等	JV(ジョイントベンチャー)	SPC等の新会社の設立
類型	<p>地方公共団体(管理者) ↑↓ 受託者</p>	<p>地方公共団体(管理者) ↑ 維持管理担当 ↔ JV ↔ 改築関係担当</p>	<p>地方公共団体(管理者) ↑↓ 受託者 ↑ 投資 ↑ 維持管理 改築関係</p>
効果・メリット	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>● SPC等の新会社の設立と比較して、JVの組成の方が容易(中小企業、地元企業も取り組みやすいと考えられる)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 一体的な事業実施</li> <li>● 倒産隔離、構成企業と切り離された財務モニタリングが可能</li> </ul>
留意点・ポイント	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 対象施設(処理場等と管路)、業務範囲(維持管理と改築関係)を一者で対応できる民間事業者は限られる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 一体的な事業実施の観点を考慮</li> <li>● 中長期の安定的な事業実施の観点を考慮</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 新会社の設立や運営等の負担が大きい</li> <li>● 官出資により、官民会社(三セク)、官会社もある</li> </ul>

68